成年後見制度について（その４）

ここでは、法定後見制度の利用手続き等についてお知らせいたします。

◇**『法定後見制度』の利用手続の流れ**

**１　申立て準備**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **(1)申立人を決める**  ※申立人とは家庭裁判所  へ手続きをする人です。 | **申立てをすることができる人**  **…本人・配偶者・四親等内の親族など**  ※判断ができない場合や身寄りがないなど、申立てができる親族が  いない場合は、村長が申立てをすることもできます。 | |
| **(2)成年後見人等の**  **候補者を検討する**  ※候補者がいない場合は、  家庭裁判所に一任する  こともできます。 | **親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、**  **法人（NPO法人など）**  【注意！】  ・　申立人が挙げた候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁  判所が本人の心身の状態、生活及び財産の状況、候補者と本人との  利害関係の有無、本人の意向などの事情を総合して選任します。 | |
| **(3)必要な書類を用意**  **する**  　※①～③に係る書類（様  式）は、家庭裁判所にあ  ります。  ※③～⑥は申立日から  ３か月以内に作成・発行  されたもの。 | ①申立書 | 申立書は、申立人が作成します。 |
| ②本人情報シート | 本人の生活状況を知る福祉関係者  が作成します。 |
| ③診断書（成年後見用） | ②の本人情報シートを添付して、  医師に依頼します。 |
| ④戸籍謄本（本人、申立人） | 本籍地の市区町村役場へ |
| ⑤住民票（または戸籍附票）  （本人、成年後見人等候補者） | 住所登録地の市区町村役場へ  （戸籍附票は本籍地へ） |
| ⑥登記されていないことの  証明書（本人） | 住所地を管轄する法務局  又は東京法務局 |
| ⑦その他、財産目録や収支予定表などの添付書類 | |
| **(4)申立てに関連する**  **費用** | ・上記③～⑦の取得費用  ・申立手数料(収入印紙)　８００円 ※保佐・補助の場合は追加あり  ・登記手数料(収入印紙)　２,６００円  ・郵便切手　３,０００円～４,０００円  ・鑑定料（鑑定が必要になった場合10万円以下）  ※申立書類作成を弁護士や司法書士に依頼する場合は、別途、手数  　料が必要です。 | |

**２　申立て**

原則として、制度を利用する本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

**３　調査等**

必要に応じて、家庭裁判所から本人や親族などに直接事情をお聞きすることがあります。

　　　　※本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。（別途費用がかかります。）

**４　審　判**

　　　　家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、本人にとって最も適任だと思われる方を成年

後見人等に選任します。

≪**成年後見監督人等の選任≫**

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務を

監督・サポートするため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）や法人を成年後見監督人

等に選任することがあります。

**５　成年後見人等としての活動開始**

　　　 　成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じて本人の生活の状況や今後の生活上の希望等

を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見事務の方針を立てた後、財産目録及び収支

予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。その後は、基本的に毎年1回、裁判所の指定した日まで

に成年後見人等としての活動状況を報告します。